

富良野地区定住自立圏共生ビジョン 進行管理表

【資料2-1】

圏域の将来像	「農林畜産業・観光・環境・地域が有機的に結合した活力ある圏域づくり」 「すべての圏域住民が健康で安心して暮らし続けられる地域社会の形成」
--------	--

	圏域人口（単位：人）		高齢化率（単位：％）	
	実績値（平成30年3月末現在）	目標値（平成32年度）	実績値（平成30年3月末現在）	目標値（平成32年度）
富良野市	21,910	22,648	32.3	32.2
上富良野町	10,851	11,150	31.4	30.9
中富良野町	5,063	4,973	34.8	34.2
南富良野町	2,544	2,417	32.2	33.3
占冠村	1,389	1,239	23.5	27.8
合計	41,757	42,427	32.1	32.0

I 生活機能の強化に係る政策分野

基本目標	合計特殊出生率の向上
内容	中心市及び圏域町村では「まち・ひと・しごと創生法（H26.11）」に基づく、『地方人口ビジョン』と『地方版総合戦略』を作成しており、各自治体における施策の実施による“合計特殊出生率の向上”をめざす。

	項目	取組の内容	成果指標	単位	施策				事業										
					基準値 設定時	実績値		目標値 H30	項目	内容	効果								
						H29	達成度												
1 医療	1 救急医療の維持・確保	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。	地域センター病院における24時間365日の救急医療体制の維持	-	-	-	-	-	1 初期救急医療確保対策	平日夜間・土日及び祝祭日における初期救急医療の維持・確保を富良野医師会に事業を委託するとともに、年末年始における救急医療を富良野協会病院へ委託する。また、圏域住民への救急医療の普及啓発を図る。	初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発によって、圏域住民の安全安心な生活確保が図られる								
									2 広域救急医療対策	広域救急二次医療を担う富良野協会病院に対する救急医療運営費を助成するとともに、小児科医師のオンコール体制に対し補助し、広域救急体制を維持確立する。	広域救急二次医療体制及び小児科医師の救急体制確保によって、圏域住民が専門的かつ高次救急医療の受診が可能となり、圏域住民のより安心な生活確保が図られる。								
	2 圏域医療体制の充実	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。	地域センター病院の常勤医師数	人	21	19	90%	21	1 地域センター病院の充実	中核医療機関である地域センター病院の充実のため、医師を確保する対策を支援するとともに、地域センター病院など指定機関としての機能確保・充実のため、市町村及び一次医療・保健・福祉機関などとの連携及び相互協議を図る。また、地域センター病院から近隣病院への医師の派遣を行う。	二次医療を担う圏域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣や病病連携・病診連携による第二次保健医療福祉圏におけるセンターとしての役割を確立する。								
									2 地域医療体制の充実	圏域の医療体制を確保するため、地域内の連携強化と地域住民への医療に関する広報活動等を推進する。また、地域医療の充実のため医育大学生を対象に修学に必要な資金を貸付し、地域を担う医師の養成と確保を図る。	地域における診療体制の維持確保とともに圏域内の地域医療体制等に関して情報共有を図り推進体制を構築する。								
2 福祉	1 審査会業務の共同設置	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。	介護認定審査会の実施回数	回	97	93	93%	100	1 富良野地区介護認定審査会	介護保険法に基づく要介護認定審査事務を共同で行う。	人材確保による業務の安定・効率化によって、審査会委員の確保、圏域内における中立・公正な判定と認定事務の効率化が図られる。								
									2 障害者認定審査会	障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定事務を共同で行う。	人材確保による業務の安定・効率化によって、審査会委員の確保、圏域内における中立・公正な判定と認定事務の効率化が図られる。								
	2 障がい者福祉の推進	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の広域利用を推進する。	相談支援体制の確保	-	-	-	-	-	1 地域生活・自立支援	障害者自立支援法に基づき障がいの自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業、障がい者相談支援、日中一時支援、地域生活支援センターなど各種相談・支援事業を連携して社会福祉法人やNPO法人等に委託し実施する。	効率的な相談支援事業所の運営と地域生活支援事業の安定した福祉サービスの提供を図る。								
									3 子育て支援の連携	障がい児の自立活動支援のため、療育施設の広域利用を推進するとともに、子育て支援のため、保育所の広域入所を推進する。	広域入所件数	件	11	29	145%	20	1 児童発達支援事業	障がい又は障がいの疑いのある児童に対して、相談や個別的、集団的な療育を行い、その発達を促すための援助をし、保護者の子育てに対する支援を行うとともに、社会福祉法人やNPO法人による障害児通所施設の運営を支援する。	障害児等を対象とした施設の広域的利用を促進するとともに、安定した事業運営の確保が図られる。
																	2 保育所広域入所	保育に欠ける児童が他市町村保育所へ入所ができる広域入所を実施するとともに、認可外私立保育所を支援し、待機児童対策を推進する。	遠隔地に就労する保護者のニーズなどに対応した保育サービスの供給と待機児童の解消が図られる。



富良野地区定住自立圏共生ビジョン 進行管理表

【資料2-1】

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

基本目標	圏域内全体での交通手段確保の継続
内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性を図るため、地域公共交通の維持・確保をめざす。

	施策								事業				
	項目	取組の内容	成果指標	単位	基準値 設定時	実績値		目標値 H30	項目	内容	効果		
						H29	達成度						
1	地域公共交通	1 地域公共交通の確保	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。	バス運行路線数の維持	路線	16	16	100%	16	1	生活バス路線の維持・確保	乗合バス事業者等への支援を通じ、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るとともに、多様な交通手段の検討・実証・導入を推進する。	バス路線の維持・確保や多様な交通手段の検討・実証・導入によって、圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上が図られる。
2	デジタルディバイトの解消へ向けたICTインフラ整備	1 テレビ難視聴対策	地上デジタルテレビ放送の良好な視聴を維持・確保するため、放送事業者等が設置するテレビ中継局の整備及び維持を推進する。	地上デジタルテレビ放送中継局の維持管理	-	-	-	-	-	1	テレビ難視聴対策	地上デジタルテレビ放送中継局の適切な維持及び整備を推進する。	圏域住民の重要な情報収集手段である地上デジタルテレビ放送の地域間格差のない難視聴対策が図られる。
3	道路等の交通インフラの整備	1 交通ネットワークの形成	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。	地域高規格道路の整備	-	-	-	-	-	1	各種期成会活動の推進	各種期成会活動を通じ、地域高規格道路旭川十勝道路や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備やJR根室本線の利便性向上などを図る。	幹線道路網の整備やJR根室本線の利便性向上によって、圏域内外における交通の利便性向上が図られる。
4	地域内外の住民との交流・移住促進	1 地域内外の住民との交流・移住促進	圏域内外の住民との交流を推進するとともに、国内外からの移住定住を促進するため、地域資源である自然景観・田園風景を活かした各種取組や関連施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。	移住相談件数	件	161	125	69%	180	1	地域内外の住民との交流	イベント等の開催を推進し、友好・姉妹都市をはじめ圏域内外の住民や国際交流を促進するとともに各市町村広報誌を活用した広域タウン情報「花人街道237」を掲載し、各市町村の魅力やイベント情報を圏域住民に提供する。	各種イベントや交流事業の取り組みと合わせ、市町村相互の魅力やイベント情報の交換によって、交流人口の拡大が期待される。
										2	移住・定住の促進	北海道移住促進協議会等と連携し、プロモーション活動などにより、圏域内への移住を促進する。	圏域の魅力発信とともに、圏域内への移住・定住が期待される。

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

基本目標	圏域内における人材育成機会の充実
内容	圏域住民に対する学習機会や圏域内市町村職員を対象とする研修機会等の充実をめざす。

	施策								事業				
	項目	取組の内容	成果指標	単位	基準値 設定時	実績値		目標値 H30	項目	内容	効果		
						H29	達成度						
1	宣言中心市等における人材の育成	1 地域リーダー育成研修	地域に必要な人材を育成するため、地域・まちづくりのグループや人材の育成を図るとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域振興の取組を推進する。	まちづくり講演会・防災講演会の開催	回	9	8	114%	7	1	地域リーダー研修	圏域住民を対象に、まちづくりに関する研修機会を提供するとともに、十勝岳の噴火や各種自然災害に対応しうる防災に関する研修を開催する。	まちづくりに対する地域リーダーが育成されるとともに、防災意識の高揚と防災知識の習得による地域防災組織の形成・活性化が期待される。
2	圏域内市町村職員等の交流	1 職員等の研修・交流	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催するとともに、職務・分野別などの研修と交流を促進する。	職員研修の実施回数	回	64	71	104%	68	1	職員等の研修・交流	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とした合同研修会やセクションに応じた研修会を開催するとともに、市町村議会議員や市町村監査委員の合同研修会を開催する。	圏域内における職員、議会議員及び監査委員の各種研修会の開催によって、職員の資質向上と各分野における圏域内のネットワーク形成が図られる。